

2018_10 ベスト懸賞_解答・解説

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(3)	(2)	(4)	(3)	(1)	(5)	(1)	(4)	(2)	(5)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
93%	90%	60%	93%	90%	98%	90%	98%	93%	90%

1 思想・良心の自由 正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 憲法 19 条にいう思想・良心の自由は、人の内心の告白を強制されないという「沈黙の自由」を含む。もつとも、単なる知識や事実の知・不知は人の内心の告白には当たらず、これに関する証言義務を課しても憲法 19 条に違反しない。
- (3) 誤り。 判例は、民法 723 条にいう名誉を回復するのに適当な処分として謝罪広告を新聞紙等に掲載すべきことを命ずることは、それが単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまる程度のものであれば、加害者の倫理的な意思、良心の自由を侵害するものではない、と判示している（最大判昭 31・7・4）。
- (4) 正しい。 憲法 19 条は私人間に直接及ぶものではなく、また、企業者は雇用の自由を有することから、思想・信条を理由に雇入れを拒んでも、当然に違法とはならない（最大判昭 48・12・12 三菱樹脂事件）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。民主主義を否定する思想であっても、それが内心にとどまる限り自由であるから、国家はこれを禁止・制限することはできない。

2 参政権 正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 誤り。 憲法 15 条 4 項は「選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。」と規定し、秘密投票を保障している。したがって、当選の効力を定める手続において、誰が誰に投票したかを取り調べることは許されない（最判昭 25・11・9）。
- (3) 正しい。 判例は、立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、憲法 15 条 1 項により保障される基本的人権の 1 つと解すべきである、と判示している（最大判昭 43・12・4 三井美唄労組事件）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（憲法 79 条 2 項～4 項）。

(5) 正しい。 枝文のとおり（憲法 96 条 1 項、95 条）。

3 地方公共団体の組織

正解（4）

- (1) 正しい。 地方公共団体の議会における懲罰の種類は、戒告、陳謝、出席停止、除名の 4 種類である（自治法 135 条 1 項）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（自治法 178 条 1 項）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（自治法 100 条 1 項）。
- (4) 誤り。 普通地方公共団体の議員の議案提出権は、予算を除いて認められている（自治法 112 条 1 項）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（自治法 176 条 1 項）。

4 所持品検査

正解（3）

- (1) 正しい。 判例は、所持品検査は、口頭による質問と密接に関連し、職務質問の効果を上げるうえで必要性、有効性の認められる行為であるから、警職法 2 条 1 項による職務質問に付随して行うことのできる場合があるとしている（最判昭 53・6・20 米子銀行強盗事件）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。承諾なしに着衣の上から軽く手を触れて異常を確認することは、相手方の人権に重大なかわりのある行為ではなく許容される。
- (3) 誤り。 相手方の承諾なしにバック等を開ける行為については、緊急性だけでなく、凶器・危険物所持の蓋然性、犯罪の重大性、嫌疑の濃厚性等に照らして高度の必要性があり、かつ具体的状況の下で相当と認められる場合に限り認められる。
- (4) 正しい。 所持品検査は任意手段ではあるが、公共の安全と秩序を維持するため必要最小限度で人の自由を制限できるという警察比例の原則から、これを認めるためには、相手方の不利益を上回るだけの公益上の必要性がなければならない。
- (5) 正しい。 判例は、証拠物の押収手続に「令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、これを証拠として許容することが、将来の違法な捜査の抑制の見地から相当でないと認められる場合」には、証拠能力が否定されるとしている（最判昭 53・9・7）。

5 緊急避難

正解（1）

- (1) 誤り。 刑法 37 条 1 項にいう「自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難」は例示列挙であり、名誉や貞操などに対する緊急避難も認められる。

- (2) 正しい。 枝文のとおり（刑法 37 条 1 項）。「現在の危難」とは、保全すべき法益に対する侵害が現に存在していること、又は侵害の危険が切迫していることをいう。
- (3) 正しい。 正当防衛（刑法 36 条 1 項）と異なり、緊急避難は不正な侵害であることが要件とされていないから、危難の原因は人の行為に限定されない。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（補充の原則）。正当防衛（刑法 36 条 1 項）と異なり、緊急避難は「正対正」の関係であるから、「やむを得ず」（刑法 37 条 1 項）というためには補充性が必要となる。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（刑法 37 条 1 項、法益権衡の原則）。

6 凶器準備集合罪

正解（5）

- (1) 正しい。 枝文のとおり（最判昭 58・6・23）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（東京高判昭 39・1・27）。
- (3) 正しい。 迎撃等の形態でも、行為者において襲撃があり得ると予測し、その際には迎撃して相手方の生命、身体又は財産に対して共同して害を加える意思があれば、共同加害目的が認められる（最判昭 58・11・22）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（最判昭 52・5・6）。
- (5) 誤り。 既に一定の場所に集まっている 2 人以上の者が、その場で凶器を準備し、共同加害目的を有するに至った場合も、刑法 208 条の 2 第 1 項にいう「集合」に当たる（最判昭 45・12・3）。

7 毀棄の罪

正解（1）

- (1) 誤り。 器物損壊罪（刑法 261 条）における「損壊」とは、物質的に器物自体の形状を変更し、あるいは滅失させる行為のほか、広く物の効用を失わせる行為も含む（最判昭 32・4・4）。
- (2) 正しい。 所持禁制品であっても、所持者は一定の法律的手続によらなければ没収（刑法 19 条）されないという利益を有しているから、所持禁制品を損壊した場合、当該利益を侵害されたとして、器物損壊罪（刑法 261 条）が成立する。
- (3) 正しい。 公用文書毀棄罪（刑法 258 条）の客体には、公務所において使用の目的で保管されている文書も含まれる。公用の文書である限り、作成者は公務員でも私人でもよいし、所有者が誰であるかも問わない。
- (4) 正しい。 公電磁的記録毀棄罪（刑法 258 条）にいう「毀棄」とは、電磁的記録の証明作用としての効用を失わせることをいう。よって、電

磁的記録の存する記録媒体を隠匿する行為も「毀棄」に当たる。

- (5) 正しい。判例は、玄関ドアが住居の外壁と接続し、外界との遮断、防犯、防風、防音等の重要な役割を果たしていることから、損壊せずに取り外しが可能であるとしても、建造物損壊罪（刑法 260 条）の客体に当たるとしている（最決平 19・3・20）。

8 自首 正解（4）

- (1) 正しい。指名手配書が出されており、犯罪事実が捜査機関に発覚しているため、たとえ申告を受けた警察官が犯罪事実を知らなかったとしても、自首は成立しない。
- (2) 正しい。自首における申告は、自発的になされたものであれば足り、反省悔悟の念に基づく必要はない。
- (3) 正しい。自首とは、犯人が捜査機関に発覚する前に、自発的に自己の犯罪事実を捜査機関に申告して、その処分を求めることをいう（刑法 42 条 1 項）。ここでの、「捜査機関に発覚する前」とは、犯罪事実は発覚しているが、犯人が誰であるか判明していない場合も含まれる（最判昭 29・7・16）。
- (4) 誤り。自首とは、犯人が供述拒否権を放棄して、自ら進んで自己の犯罪事実を申告することであるから、自首調書作成（刑訴法 245 条・241 条 2 項、犯捜規範 64 条 1 項）の際に供述拒否権を告知する必要はない。
- (5) 正しい。自首が成立するには、自己の犯罪事実を捜査機関に対して自発的に申告しなければならない。枝文の場合、余罪の追求を受けた結果としてほかの犯罪事実の申告をしており、自首には当たらない。

9 事件の送致・送付 正解（2）

- (1) 正しい。告訴・告発を受理した司法警察員には、これに関する書類及び証拠物を検察官に送付することが義務付けられているが（刑訴法 242 条）、これは、犯罪の成否にかかわらず行わなければならない。
- (2) 誤り。司法警察員は、告訴の取消しを受けた場合、告訴を受理した場合と同様、検察官への送付義務を負う（刑訴法 243 条・242 条）。
- (3) 正しい。枝文のとおり（刑訴法 203 条 1 項、242 条、246 条）。
- (4) 正しい。司法警察員は、少年の被疑事件について捜査の結果、罰金以下の刑に当たる犯罪の嫌疑があるものと思科するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならない（少年法 41 条）。
- (5) 正しい。逮捕時点の罪名と送致時点の罪名が異なる場合でも、強盗

罪（刑法 236 条 1 項）と恐喝罪（刑法 249 条 1 項）のように、両者の中で事実の同一性が認められれば、逮捕後に判明した恐喝罪で送致すれば足りる。

10 補強法則

正解（5）

- （1） 正しい。 枝文のとおり（補強法則、刑訴法 319 条 2 項）。
- （2） 正しい。 枝文のとおり（最判昭 26・4・5）。
- （3） 正しい。 常習賭博罪や常習累犯窃盗罪のように、包括的に評価される数個の行為の独立性が強いときは、各行為について補強証拠が必要である。
- （4） 正しい。 枝文のとおり（最判昭 24・4・7）。
- （5） 誤り。 自白の補強証拠となり得るのは、証拠能力が認められ、自白からの独立性が認められる証拠である。被疑者の自白を録取した供述調書も本人の自白にすぎないから、独立性が認められず補強証拠となり得ない。